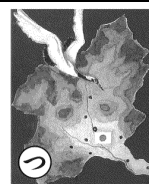




県 紋 章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和7年3月31日（月） 号 外（第12号）

目 次

ページ

人事委員会規則

○職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	2
○職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	2
○職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	2
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	3
○群馬県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	3
○群馬県警察職員の特殊勤務手当支給に関する規則の一部を改正する規則	4
○群馬県職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	4
○公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	5
○群馬県職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則	5

■ 人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

群馬県人事委員会規則第十五号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十三年群馬県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一研究職給料表の項中	
9 農業技術センター	9 中部農業事務所
10 蚕糸技術センター	10 畜産試験場
11 水産試験場	11 農業技術センター
12 家畜衛生研究所	12 蚕糸技術センター
13 畜産試験場	13 水産試験場

に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

群馬県人事委員会規則第十六号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和三十三年群馬県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一農業事務所家畜保健衛生課の項中

獣医師	
1 獣医師	二

に改め、同表家畜衛

2 病理細菌技術者（1に掲げる者を除く。）

生研究所の項を削る。

別表第三のうち「知事の事務部局の表地域機関及び専門機関の項中「地区農業指導センター及び農村整備センター並びに」を「農村整備センター及び」に改め、別表第三のうち三教育委員会の表教育機関等（学校を除く。）の項中

所長（総合教育センターの所長に限る。）

四種

を

所長（総合教育センターの所長に限る。）

四種

副所長

五種

に、

「室長 副所長」を「室長」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

群馬県人事委員会規則第十七号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和三十六年群馬県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第九条第一号中「掲げる職」の下に「（職員の採用試験に関する規則（平成元年群馬県人事委員会規則第十一号）第二条第四号の職員採用試験（社会人経験者）により職員を採用する場合を除く。）」を加える。

別表一病院局の部県庁の項中「看護主監 新病院建設準備主監」を「新病院建設室長 看護主監 技術主監 薬剤主監」に改め、同部専門機関の項中「呼吸器科部長」を「呼吸器内科部長 呼吸器外科部長」に、「診療情報管理室長 母子保健室長」を「診療情報管理室長」に、「調理長」を「調理長 電気専門技術員（総括） 電気専門技術員」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第十八号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年群馬県人事委員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。

別表知事事務部局の項中「デジタル基盤係長」を「システム最適化係長」に改め、「地区農業指導センター及び」を削り、「並びに」を「及び」に、「家畜衛生研究所の主席研究員」を「中部農業事務所の病性鑑定専門官」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

群馬県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第十九号

群馬県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

群馬県職員の特地勤務手当等に関する規則(昭和四十六年群馬県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「合算した額」の下に「(条例第五条第十項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)にあつては、現に受ける給料の月額)」を加え、同条第三項各号列記以外の部分及び同条第四項各号列記以外の部分中「職員」の下に「(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)」を加える。

第四条第二項中「合計額に、」を「合計額(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、現に受ける給料の月額)」に、に改め、同条第三項各号列記以外の部分中「職員」の下に「(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)」を加える。

第五条第一項中「新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた日(以下「指定日」という。)(前三年以内に新たに給料表の適用を受ける職員となつて当該公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転したもの)」を「次に掲げる職員」に改め、同項に次の各号を加える。

一 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)(第十二条の四第一項の規定による採用(法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下この条において同じ。))をされ、特地公署又は準特地公署に在勤することとなつた職員で、当該公署に在勤することとなつたことに伴つて住居

を移転したもの

二 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員でその特地公署又は準特地公署に該当することとなつた日(以下この条において「指定日」という。)(前三年以内に、新たに給料表の適用を受ける職員となり、又は法第二十二條の四第一項の規定による採用をされ、当該公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転したもの)

三 法第二十二條の四第一項の規定による採用をされ、かつ、当該採用の日の前日に在勤していた公署に引き続き在勤することとなつた職員のうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、条例第十三條の三第二項に規定する新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員で、指定日前三年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したものであるもの

四 法第二十二條の四第一項の規定による採用をされた職員で、当該採用の日の前日に条例第十三條の三第一項又は第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給されていたもののうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの

五 前各号に掲げるもののほか、前各号に規定する職員との権衡上必要がある職員として人事委員会が認めるもの

第五条第二項第一号中「又は準特地公署に在勤する」を「若しくは準特地公署に在勤する」に改め、「移転した職員」の下に「又は前項第一号に規定する職員」を、「日」の下に「又は法第二十二條の四第一項の規定による採用をされた日」を加え、「及び第三号」を「から第五号まで」に改め、同項第三号中「前項」を「前項第二号」に、「が当該職員」を「が、当該職員」に改め、「なつた日」の下に「又は法第二十二條の四第一項の規定による採用をされた日」を加え、同項に次の三号を加える。

四 前項第三号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第一項及び第二項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

五 前項第四号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第一項及び第二項又はこの項の規定により当該採用の日以降支給されることとなる期間及び額

六 前項第五号に規定する職員 別に人事委員会が定める期間及び額

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(改正後の群馬県職員の特地勤務手当等に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置)

第二条 群馬県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和四年群馬県条例第四十五号)附則第三条第一項に規定する暫定再任用職員(次項及び次条において「暫定再任用職員」という。))は、群馬県職員の給与に関する条例(昭和二十六年

群馬県条例第五十五号)第五十条第十項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(次条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)とみなして、この規則による改正後の群馬県職員の特地勤務手当等に関する規則(以下「改正後の規則」という。)(第三条第二項から第四項まで並びに第四条第二項及び第三項の規定を適用する。)

2 暫定再任用職員に対する改正後の規則第五条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項第一号中「法第二十二條の四第一項」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。)(附則第四條第一項若しくは第二項又は第六條第一項若しくは第二項」と、「退職した日」とあるのは「退職した日又は令和三年改正法附則第四條第一項若しくは第二項若しくは第六條第一項若しくは第二項の規定による採用に係る任期が満了した日」と、「この条において同じ」とあるのは「この条において「暫定再任用」という」と、同項第二号から第四号まで並びに同条第二項第一号及び第三号中「法第二十二條の四第一項の規定による採用」とあるのは「暫定再任用」と、同項第四号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員(群馬県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和四年群馬県条例第四十五号)附則第三條第一項に規定する暫定再任用職員をいう。次号において同じ。)」と、同項第五号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員」とする。(定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)

第三条 改正後の規則第五條第一項第一号及び第二号の規定は、令和七年四月一日以後に地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第一項又は地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四條第一項若しくは第二項若しくは第六條第一項若しくは第二項の規定(以下この条において「法第二十二條の四第一項等の規定」という。))による採用をされた定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。

2 改正後の規則第五條第一項第三号の規定は、令和七年四月一日以後に法第二十二條の四第一項等の規定による採用をされ、当該採用の日から引き続き勤務していたものとした場合に、同号の規定する異動をした日が令和七年四月一日以後である定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。

3 改正後の規則第五條第一項第四号の規定は、令和七年四月一日以後に法第二十二條の四第一項等の規定による採用をされ、当該採用の日の前日に支給されていた群馬県職員の給与に関する条例第十三條の三第一項又は第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日が令和七年四月一日以後である場合について適用する。

群馬県警察職員の特殊勤務手当支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

群馬県人事委員会規則第二十号

群馬県人事委員会委員長 森田 均

群馬県警察職員の特殊勤務手当支給に関する規則の一部を改正する規則

群馬県警察職員の特殊勤務手当支給に関する規則(平成二年群馬県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

二十二 犯罪被害者等支援作業手当(第二十四条)

第二十六条を第二十七条とし、第二十五条を第二十六条とし、第二十四条を第二十五条とし、第二十三条の次に次の一条を加える。

(犯罪被害者等支援作業手当)

第二十四条 犯罪被害者等支援作業手当は、警務部広報聴課に勤務する公認心理師又は臨床心理士の資格を有する職員(兼務者を含む。)(がカウンセリングの作業に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき五百二十円(当該作業に従事した時間が一日について二時間に満たない場合は、三百五十円)とする。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

群馬県職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

群馬県人事委員会規則第二十一号

群馬県職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

群馬県職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則(平成三年群馬県人事委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第一項勤務」という。の下に「(第五条の三の規定により第一項勤務とみなされるもの(以下「みなし第一項勤務」という。))を含む。同条を除き、以下同じ。)」を加え、「及び第四項、第四條並びに第五條の規定に基づく週休日」を「、第四條第一項及び第五條第一項の規定に基づく週休日、同條例第三條第三項、第四條第三項及び第五條第二項において読み替えて準用する同條例第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」に、「に始まる勤務(週休日等以外の日から週休日等に引き続く勤務のうち当該週休日等において勤務に従事した時間が人事委員会

で定める時間に満たない勤務以外の勤務を含む。)」を「(みなし第一項勤務については、午後十時から翌日の午前五時までの間(週休日等に含まれる時間を除き、正規の勤務時間以外の時間に限る。))の勤務」に改め、同条第二項中「もの」の下に「及び週休日等と週休日等以外の日にまたがるもの」を加え、「(週休日等以外の日から

週休日等に引き続き勤務にあつては、当該週休日等の午前零時をもって開始とする。」を削り、同項ただし書中「一の週休日等において勤務の開始が二以上ある場合は、当該週休日等に始まる勤務」を「次に掲げる場合は、第一項勤務」に改め、同項に次の各号を加える。

一 一の週休日等において第一項勤務の開始が二以上ある場合（次号に掲げる場合を除く。）

二 週休日等以外の日からその翌日の週休日等に連続する勤務が行われ、当該週休日等以外の日及び当該週休日等において第一項勤務の開始が二以上ある場合

第三条第三項中「による勤務（二の下に「みなし第一項勤務を除く。」を加え、「週休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間に始まる勤務（その前日である週休日等以外の日から引き続き勤務を含む。）」を「午後十時から翌日の午前五時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であつて正規の勤務時間以外の時間の勤務」に改め、同条第四項中「の開始（前日から週休日等以外の日に引き続き勤務にあつては、当該週休日等以外の日の午前零時をもって開始とする。）」を「（二の週休日等以外の日にまたがる勤務を含む。）の開始」に、「始まる」を「開始する」に改める。

第五条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（管理職員特別勤務手当の額等）」を付し、同条第二項第三号イ及び第四号イ中「次項において」を「以下」に改める。

第五条の二第一項中「当該管理職員（第二条第一号に掲げる職員に限る。以下この条において同じ。）」を「職員」に改め、同項第一号中「次号に掲げる職員以外の管理職員」を「第二条第一号に掲げる職員であつて次号に掲げる職員以外の職員」に、「当該管理職員」を「当該職員」に改め、同項第二号中「である管理職員」を削り、「当該管理職員」を「当該職員」に改め、同項に次の二号を加える。

三 第二条第二号に掲げる職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付職員条例第七条第一項の給料表の号給又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

イ 六号給、七号給及び任期付職員条例第七条第三項の規定による給料月額 六千円

ロ 五号給 五千円
ハ 二号給から四号給までの号給 四千円

ニ 一号給 三千円

四 第二条第三号に掲げる職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付職員条例第五条第一項の給料表の号給又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

イ 六号給及び任期付職員条例第五条第五項の規定による給料月額 六千円
ロ 四号給及び五号給 五千円
ハ 二号給及び三号給 四千円

ニ 一号給 三千円

第五条の二第二項第一号中「次号に掲げる職員以外の管理職員」を「第二条第一号に掲げる職員であつて次号に掲げる職員以外の職員」に改め、同項第二号中「である管理職員」を削り、同項に次の二号を加える。

三 第二条第二号に掲げる職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付職員条例第七条第一項の給料表の号給又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

イ 六号給、七号給及び任期付職員条例第七条第三項の規定による給料月額 四千円

ロ 五号給 三千三百円
ハ 二号給から四号給までの号給 二千六百円

ニ 一号給 二千円

四 第二条第三号に掲げる職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付職員条例第五条第一項の給料表の号給又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

イ 六号給及び任期付職員条例第五条第五項の規定による給料月額 四千円
ロ 四号給及び五号給 三千三百円
ハ 二号給及び三号給 二千六百円

ニ 一号給 二千円

第五条の二第三項を削り、同条の次に次の一条を加える。

第五条の三 次に掲げる場合には、条例第十九条第二項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした第二項勤務は、第一項勤務とみなす。

一 第一項勤務をした後、引き続いて第二項勤務をした場合

二 第二項勤務をした後、引き続いて第一項勤務をした場合

附 則
この規則は、令和七年四月一日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年三月三十一日
群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第二十二号
公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年群馬県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。
三十二 群馬県商工会連合会

附 則
この規則は、令和七年四月一日から施行する。

群馬県職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

群馬県人事委員会規則第二十三号

群馬県職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則

群馬県職員の地域手当に関する規則(平成十八年群馬県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表群馬県の項中「四級地」を「六級地」に改める。

附 則

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

2 令和七年四月一日から令和十年三月三十一日までの間においては、群馬県職員の地域手当に関する規則第四条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の場合において当該職員に支給される地域手当については、人事委員会の承認を得て、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(令和六年法律第七十二号)附則第七条第一項の規定により国家公務員に支給される地域手当の例により支給することができる。

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
